

令和元年第14回厚岸町教育委員会会議録		
招 集	日 時	令和元年10月30日 午前10時00分
	場 所	庁議室
開 会 日 時		令和元年10月30日 午前10時00分
閉 会 日 時		令和元年10月30日 午前10時42分
出 席 委 員		田 辺 正 保
		濱 秀 利
		平 良 木 宣 行
		森 脇 直 美
欠 席 委 員		
会議録署名	教 育 長	酒 井 裕 之
委 員	委 員	平 良 木 宣 行
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長 真里谷 隆 管理課長補佐 車 塚 洋 指導室長 山 田 敏 一 給食センター所長 櫻 庭 康 江 生涯学習課長 渡 部 貴 志 海事記念館長 三 浦 博 哉 情報館長 秋 田 裕 子 スポーツ課長 高 橋 俊 彦
	その他の者	

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第58号	厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第59号	第6期厚岸町総合計画に基づく第1次実施計画（投資的事業）策定に係る事業要望について【原案可決】
6		閉会

令和元年第14回厚岸町教育委員会

令和元年10月30日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和元年第14回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、10月30日の1日間としてよろしいですか。

 (はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日10月30日の1日間といたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。令和元年9月18日に開会した第13回教育委員会の会議録の承認についてありますが、会議録署名委員の田辺委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これを持ちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、平良木委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第58号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました、議案第58号、「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容をご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程において、教育委員会事務局の職名及び定数、教育機関の施設ごとの職名及び定数を規定しており、人事異動によりその定数等に変更が生じるときに改正をしております。

内容については、議案第58号説明資料「新旧対照表」にてご説明いたします。

令和元年9月1日付人事異動に伴い規程に規定されている定数を改める必要があることから一部を改正するものです。

教育委員会事務局ですが、これは管理課・生涯学習課・スポーツ課の職員になりますが、職種 主査・主任・主事が、7名から6名になり、職員数の計は29名から28名と1名、定数減となっております。

議案書2ページにお戻り願います。

附則でございます。この訓令は、令和元年10月30日から施行し、改正後の厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程は、令和元年9月1日から適用するものであります。

以上簡単ですが、議案第58号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、9月1日付け人事異動にともなう、厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●教育長 (ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第59号「第6期厚岸町総合計画に基づく第1次実施計画（投資的事業）策定に係る事業要望について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今、上程いただきました、議案第59号「第6期厚岸町総合計画に基づく第1次実施計画（投資的事業）策定に係る事業要望について」、その提案理由についてご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

第6期厚岸町総合計画に基づく第1次実施計画、投資的事業の策定にあたり、次のとおり事業計画を厚岸町長に要望するものであります。

計画事業の説明については、お手元に配付の議案第59号説明資料にてご説明いたします。

表紙の次のページが要望事業の一覧になっております。表の左から節、区分、掲載ページ、事業名、事業実施年度、事業区分、3カ年の事業費、そして総事業費となっております。まず管理課から要望をいたしたい11件について説明いたします。

1ページをご覧ください。

まず、スクールバス購入事業であります。

スクールバスは、今年度8路線で運行しております。

令和２年度に更新しようとする上尾幌線の14人乗りスクールバスについては、平成16年度に購入したもので、約21万kmの走行距離となっており、事業費4,440千円で要望するものです。このバスは、現在走行に支障はありませんが、車両については、年数が経過し、老朽化している状況にあります。

スクールバスについては、遠距離を通学する児童生徒にとって唯一の交通手段であり、安心して安全な通学をする上で重要なものと認識しておりますので、他の路線の車両についても年式や車両の状態を把握しながら、引き続き計画的に購入を進めて行きたいと考えております。

次に、２ページをご覧ください。

教員住宅解体事業であります。継続事業となっております。平成26年度より町直営での解体工事により実施しておりますが、令和２年度は住の江、３年度は高知、４年度は片無去を計画するものであります。

事業費は、令和２年度から４年度すべての年度で、682千円となっております。令和２年度予定の住の江住宅周辺は町有地となっているため解体後の跡地利用が有効と判断し解体を要望するものであります。

なお、解体については建設課に依頼するものでありますが、その年度の業務量により実施が先送りになることもあることをご理解願います。

現在、53戸の教員住宅を保有しておりますが、使用戸数は44戸となっており、９戸が空き住宅であります。このうち３戸は解体が必要となっており、年次的に解体を進めてまいりたいと考えております。

次に、３ページをご覧ください。

住宅供給公社教員住宅譲渡償還金であります。これは継続事業であります。平成15年に建設した有明団地の２棟８戸と平成14年に建設した宮園団地の２棟２戸であります。これらは、北海道住宅供給公社の融資により

建設した教職員住宅で、25年間で償還することとなっております。このため、令和2年度からの3カ年においても登載しようとするものです。

事業費は、令和2年度から3年度の年度で、9,214千円、4年度5,565千円となっております。

次に、4ページをご覧ください。

校務用コンピュータ譲渡償還金であります。今年度、北海道市町村備荒資金組合譲渡償還金により購入した校務用パソコンの譲渡償還金で、5年間で償還することになります。

令和5年までの償還となっていることから、令和2年からの3カ年においても登載しようとするものです。

事業費は、元利合わせて、令和2年度4,768千円、3年度4,764千円、4年度4,759千円となっております。

次に、5ページをご覧ください。

厚岸中学校屋内運動場（体育館）暖房設備改修事業です。昭和50年度～51年度にかけ建設された厚岸中学校は、築40年以上経過し建物の延命は図られましたが、電気暖房器等が老朽化やすぐに暖まらないこと、さらに電気代も高騰しており改善を図る必要があります。特に冬期間の暖房確保に苦慮している体育館の暖房を灯油式の温風暖房方式に更新することにより良好な教育環境と光熱水費の削減を期待し改修を行うものです。

事業費は、令和4年度で20,588千円となっております。補助率1／3の文科省所管の学校施設環境改善交付金を活用する予定です。

次に、6ページをご覧ください。

教育財産除去事業です。この事業は、児童生徒の減少により、平成19年度から僻地学校の閉校及び真龍中学校の旧潮見高校の移転にともない、校舎及び屋体が使用されることなく、現存している状況にあります。これまで、文科省が廃校校舎の利活用を促進するため実施する「み

んなの廃校プロジェクト」に上尾幌小中学校、床潭小学校及び糸魚沢小学校を掲載し、アイデア募集を行い利活用の道を探しておりましたが、成果がない状況であり、他の閉校校舎においては、耐震性もなく老朽化が著しく他の施設への転用は困難なものであり、現状維持で管理を行っている状況にあります。

しかしながら、未使用の状態が継続していることから、施設の老朽化の進行が著しいものとなっており、周辺への悪影響も懸念されています。そうしたことから、すでに当初の目的を果たし終えた施設の教育財産の廃止を行い、除去を行うものであります。

事業費は、令和４年度で326,505千円となっております。

次に、７ページをご覧ください。

教育用情報端末機器導入事業であります。小中学校のコンピュータ教室に設置されているパソコンは、平成19年度に整備を行なったもので、平成25年度からはWindows XPのサポート終了にあわせ、OSの入替え及びメモリーの増設等を賃貸借契約を行い現在に至っています。しかしながら、授業で使用する教材や多様化する情報処理に対応するには、パソコンの能力が低く苦慮しているところであります。また、新学習指導要領においてプログラミング教育が開始されることに伴い使用する機材が現パソコンでは稼働しないソフトもあることから、各学校における教育用PCの更新を行おうとするものです。

また、文科省の整備指針では、ICTを活用した学習を行う教室等の考え方として、児童生徒が学校内のあらゆる場所・教室でICTを活用して学習活動を想定した上で、普通教室及び特別教室のネットワーク環境整備や可動式の学習者用コンピュータの整備等を進めていく必要があります、コンピュータ教室に配置されている学習用コ

ンピュータを、順次、可動式学習用コンピュータに替え、当該可動式学習用コンピュータを普通教室及び特別教室において積極的に活用していくこととなっており、この方針を踏まえ、令和２年度880千円で、整備計画を策定し、厚岸町の整備方針を策定し、３年度30,886千円の事業費で170台のタブレット購入と無線LAN環境を整備、４年度に現在PC教室等にあるブラウン管型のパソコンを廃棄処分する予定であります。

なお、財源として、校務用コンピュータ同様、備荒資金の活用を考えております。

次に、８ページをご覧ください。

教育用情報端末機器譲渡償還金であります。先に説明しましたコンピュータ教室整備事業のうち、令和３年度に計画しております30,886千円の事業費で170台のタブレット購入と無線環境の整備分を北海道市町村備荒資金組合譲渡償還金で、５年間で償還することになります。

このため、令和７年までの償還となっていることから、令和２年度からの３カ年においても登載しようとするものです。事業費は、元利合わせて、30,960千円となっております。

次に、９ページをご覧ください。

学童机地域材天板購入事業であります。新規事業です。現在使用している普通教室用机天板は、幅60cm、奥行き40cmの旧JIS規格を使用しております。

学校現場の実情としては、教科書のサイズが昔に比べ、ひとまわり大きくなり、天板の面積が手ぜまになっております。さらに、今後情報端末機器などの導入に伴い、さらに手ぜまになることが想定されます。

文科省の調査報告では、普通教室の天板サイズは、全国８割以上が幅65cm、奥行き45cmの新JIS規格に対応しており、今回、森林環境贈与税を活用して、町有林から間伐されたトドマツ集成材のものに交換することによ

り、児童生徒が地域材の天板に触れ、地球温暖化防止など、厚岸の森林環境がはたす役割などを学習する環境教育の機会になると考え、令和２年度に中学全校300枚3,174千円、３年度に小学全校450枚4,761千円で購入する計画であります。

次に、10ページをご覧ください。

厚岸町学校施設長寿命化計画策定事業です。インフラ長寿命化基本計画が国で策定され、この計画では各地方公共団体は、令和２年度までに個別施設ごとの長寿命化計画を策定しなければならないこととなっており、この方針に沿って、教育委員会が所管する町内６校及び休校中の高知小中学校の中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的として、令和２年度に各学校の個別計画を策定する事業であります。事業費は4,906千円となっております。

管理課の最後は、11ページの学校給食施設整備事業であります。

給食センターの冷蔵庫の購入であります。現在使用している業務用冷蔵庫は、平成８年度に購入して設置から22年経過し、2020年度で生産中止になり、故障時等部品の供給ができなくなるため、令和２年度に冷蔵庫の入れ替えを行う計画であります。

事業費は、473千円となっております。

以上、11事業について３カ年計画として要望いたしましたので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●生涯学習課
長

続きまして、私からは、生涯学習課が所管する６件の事業について、ご説明いたします。

説明資料12ページをご覧ください。

事業名「厚岸町太田地区公民館解体事業」であります。

本事業は、昭和49年建設された当該公民館について、平成22年度に耐震診断を実施し、地震の震動または衝撃に対して、崩壊する危険性があると判定されたことから、平成27年度より休館としており、今後も利活用が見込めないため解体を実施しようとするものです。

事業内容は、令和3年度で事業費は、24,200千円です。

次に13ページ、事業名「情報館整備事業」であります。

本事業は、平成8年度に建設され23年経過した情報館は、経年劣化により腐食や雨漏れが発生していることから、令和2年度から令和5年度にかけて、計画的な改修工事を実施しようとするものです。

事業内容は、令和2年度に屋根防水等の改修工事にかかる実施設計委託業務費として2,222千円、令和3年度は屋上防水・その他改修工事として49,797千円とその工事監理業務委託料として2,112千円、合計で51,909千円、令和4年度は外部建具改修に係る実施設計委託業務費として3,333千円、外部デッキなどの付属物改修に係る実施設計委託費として1,298千円、合計4,631千円の要望額としています。令和5年度には、外部建具と外部付属物の改修経費で、197,868千円を見込んでおり、総事業費は、257,749千円としております。

次に14ページ、事業名「情報館図書館システム整備事業」であります。

本事業は、継続事業で、情報館の資料管理、インターネット、ホームページ、資料検索、情報端末、電子掲示板等のシステムネットワークを構築しているほか、町内各小中学校のインターネット環境を支えるシステムの借上料で、平成27年度から令和2年度までの継続事業で、令和2年度は最終年次であり、事業費は4,178千円です。

次に15ページ、事業名「史跡国泰寺跡側溝蓋設置事業」ですが、本事業は、平成5年に設置した既存側溝の木製の蓋が、経年劣化により腐食したため、耐用のあ

る蓋を再度設置する工事です。事業期間は、令和２年度で、12,452千円の事業費です。

次に16ページ、事業名「アッケシソウ保護増殖整備事業」ですが、本事業は、自然環境の変化により、アッケシソウの自生地が減少している中、人工的な保護と増殖を目的とし、本事業を行おうとするものです。

事業概要は、厚岸湖に面したチカラコタンの民有地を借上げ、その土地に厚岸湖から海水を自然流入させ、自生地に近い環境を造り、アッケシソウを栽培しようとするものであり、本年５月から、東京農業大学網走校中村准教授に依頼し調査を実施中で、本年度末頃に適地か否かが最終判断される予定であります。適地となる可能性は高いものの、適地と判断されなかった場合は、新たな土地を選定することになります。従いまして、この度の要望は、適地と判断された場合を前提として要望しておりますことを予めご承知おき願いたいと思います。

事業概要として、令和２年度に現地測量と潮位変化観測を含めた基本設計委託費として4,430千円、令和３年度は実施設計費として1,338千円、試験栽培地造成工事費として2,750千円、土地借上げ料として10千円の合計4,098千円で、総事業費8,528千円の要望であります。

次に17ページ、事業名「海事記念館施設整備事業」であります。本事業は、昭和63年度開館以来更新していないプラネタリウム投影機器について、経年劣化により故障がちで映像や文字が不鮮明になってきたことと、ドーム型スクリーンへ全天投影ができないことから、新たにプラネタリウム投影機器を導入しようとするもので、令和２年度に機器購入で2,376千円、映像コンテンツ利用料でそれぞれ記載の金額をあわせ、4,208千円の要望額です。

なお、令和３年度以降も映像コンテンツ料が伴うため、年次計画に計上していますが、投資的経費とならないた

め、全体計画の事業費には、反映させておりませんので、ご理解願います。

以上、大変簡単な説明であります。生涯学習課に関する3カ年実施計画事業要望の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●スポーツ課
長

続きまして、スポーツ課に関する3カ年実施計画事業要望7件の内容について、説明いたします。

18ページ、事業名「閉鎖スポーツ施設解体撤去事業」、継続事業です。

昨年度要望し、令和2年度に内示を受けた事業で、活用見込みのない旧上尾幌地区体育館と旧B & Gプール2施設について、環境・安全面での問題が生じることから、解体撤去を行うもので、事業費は60,060千円です。

次に、19ページ、事業名「宮園公園施設整備事業」、新規事業です。

事業内容は、令和2年度にB & G海洋センターと勤労者体育センターと主にパークゴルフの休憩所として使用されている宮園公園休憩所の洋式トイレ6器を、それぞれウォシュレット化を行い、快適にスポーツに親しめる施設の充実を図るものです。

次に、20ページ、事業名「宮園公園野球場整備事業」、新規事業です。

事業内容は、野球場のスコアード更新工事、事業費30,000千円とダックアウト前の芝貼つけ工事、事業費3,190千円と、グラウンドカバーを8枚購入、事業費805千円の合計33,995千円です。

事業の目的は、宮園公園野球場は平成元年の開設以来、釧路管内で行われる野球大会の主要会場として広く利用されています。また、来年8月には、東京都の社会人野球チームのJ R東日本による町内での合宿が検討されて

います。

しかし、この球場は、雨天時には一塁側ダッグアウト前の排水路に向かって一部雨が流れる箇所があり、補修には半日を要す状況であることから、芝を張り、グラウンドカバーで覆い保護するものです。また、スコアボードは、経年劣化により見劣りがする上に、ボード裏に2人が常在する必要があるため、更新し近代化と負担軽減を図ろうとするものです。

次に、21ページ、事業名「スポーツバス購入事業」、新規事業です。

事業内容は、令和2年度に29人乗りの中型バス1台を購入するもので、事業費は、7,542千円です。

事業の目的は、現在、町のスポーツ少年団は9団体（野球・サッカー・バスケットボール男女・柔道・空手・少林寺・陸上・バドミントン）が登録されています。主に平日の放課後活動している団体（野球・サッカー・バスケットボール男女）は、厚岸小学校が単独でチームを結成できないことから真龍小学校との合同チームとなっており、主な練習は真龍小学校で行っているため、厚岸小学校の児童は放課後や休日の練習には保護者の送迎が必要となりますが、保護者が仕事等により送迎ができない児童はやむを得ず少年団へ加入できないことから、厚岸小学校の児童の加入率が著しく減少しております。

このことから、放課後及び休日に実施する練習時に厚岸小学校から真龍小学校までを送迎するためのバスを購入し、厚岸小学校の児童が安心して少年団へ加入できる環境をつくることで少年団員数の増加が見込まれ、湖南地区のスポーツ振興、強いては町全体のスポーツ振興が図られます。

次に、22ページ、事業名「温水プール施設改修事業①」、継続事業です。

事業内容は、昨年度要望し令和2年度に内示を受けた

事業で、温水プール天井改修と照明器具をＬＥＤに取替る工事で、事業費は28,762千円です。

次に、23ページ、事業名「温水プール施設改修事業②」、新規事業です。

事業内容は、令和２年度に「温水プールシャワー配管改修工事」事業費は770千円、財源は全額一般財源、「温水プールトイレ改修工事」洋式トイレのウォシュレット化を行うもので、事業費は2,500千円、合計で3,270千円です。

事業の目的は、プール入口の洗体室にあるセンサーにより作動するシャワーが、設備の老朽化により不具合が続いているため、現在の自動タイプから、利用者自らがボタンを押す、半自動タイプに改修し、プールの衛生的な水質管理を図るものです。

トイレのウォシュレットは、ウォシュレット化の実施により、快適にスポーツに親しめる施設の充実を図るものです。

次に24ページ、事業名「温水プール備品更新事業」、継続事業です。

昨年度に要望し、令和３年度に内示を受けた事業で、開館当初から29年間使用されている脱衣ロッカーは館内の高湿度による錆が著しいことから、男女合わせて150台の更新を行うものです。

以上、簡単ではありますが、スポーツ課に関する３カ年実施計画事業要望の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、厚岸町総合計画に基づく投資的事業について、町長へ事業要望する内容についてであります

これから質疑を行います。項目が多いので、課ごとに区切って進めたいと思います。はじめに、管理課についてお願いします。

●濱委員

まず、資料 5 ページの厚岸中学校屋内運動場暖房設備改修事業です。実施年度ですが、昨年度の原案内示で平成32年度で内示を受けていると思うのですが、年度が先送りというか、令和 4 年度に実施というように、なぜ年度が変わったのかを教えてください。それともう一点、資料 6 ページの教育財産除却事業もそうですが、内示を受けている年度と異なる年度で実施の要望を出しているのですが、そのあたり、なぜ年度が変わったのか、お願いします。

●管理課長

まず、資料 5 ページの厚岸中学校屋内運動場暖房設備改修事業についてです。実際、昨年度、令和 2 年度実施で内示を受けている事業です。現地確認したところ、まだ令和 4 年度まで大丈夫だということでもあります。ですので、管理課全体の事業の中で、資料 6 ページの校舎の解体の事業も同様ですが、やはり、事業費が合せて相当の額を要するということで、急を要する他の事業、例えば、今回で言いますと、町内小中学校へのタブレット端末の導入事業だとか、これは長年、先送り先送りとなってきたものですので、そういう部分を精査した中で、事業の優先順位をつけさせていただいたということで、年度の先送りをして計画を計上しているところです。

●濱委員

これは、先送りしても問題ないということで、支障はないということで理解していいですか。つまり、去年、内示をもらっていて、年度が変わって新たに予算を今回のように提出しても、了承が得られるのだろうかということなんです。要は、令和 2 年度で了承されているのに、わざわざ令和 4 年度に延ばして、それで再度了承が得られるのであればいいのだけれど、延ばしたことによって、この年度は他の事業があるからだめだということにはな

らないのかなということなのですが。

●管理課長

町の総合計画に伴う3カ年計画につきましては、内示ということですので、それがそのまま予算に反映するかということではなく、あくまで計画に載って内示ということであります。令和2年に登載されたとして、令和4年に登載されたとしても、その段階ではあくまで内示の段階です。ですので、厚岸中学校屋内運動場暖房設備改修事業につきましても、去年、令和2年度ですでに内示の承認を受けている中で、これから理事者協議等ありますが、要望は要望として、確実に令和4年度でやりたいという部分での要望なので、それは今後の展開次第だと思います。

ただ、例えば、去年、内示を受けても、今年、再度出しても要望が通らない場合もありますので、なかなか結果は出せないかなと思います。

それから、学校等の解体事業につきましては、去年の段階で公共施設、学校も含めまして、かなりの解体事業が上がっております。その中で、総合政策課では、まず市街地の施設を優先して実施したいということを聞いております。昨年度、令和2年度で一応内示を受けましたが、この3カ年計画の中では最終年度の令和4年度に計画させていただいております。

ただし、これについても、かなりの額、3億数千万円の額が想定されておりますので、さらに先送りという形になると思われますが、ただ、3カ年計画には登載していかなければならないと考えており、令和2年度だったものを4年度にして登載しているということでもあります。

●教育長

他にありませんか。

●田辺委員

資料1 ページのスクールバス整備事業についてです。今回、上尾幌線ということで、更新前のバスと同じように10人乗りということですが、デマンドバスの利用ということで、上尾幌線も当然デマンドバスとして利用されてきているということで、現状の使用状況の中で、この乗車定員で十分間に合っているのかという点です。段々、高齢化が進んでくると、免許返納などというかたちで、デマンドバスの利用ということが増えてくるのかなと思われるのだけれども、その辺りの見通しの中で、今回の10人乗りのバスを購入する計画を立てているのか、その点を確認したいと思います。

●管理課長

この上尾幌線のバスの入れ替えですが、現在、上尾幌線は、常時、一般住民の方、1名がデマンドバスとして利用していると聞いております。さらに、児童生徒の数につきましても、この点を加味しながら、やはり、これで十分可能ではないかという考えのもと、行っているところです。

ただし、例えば、たくさん子どもが転校してきて、バスに乗りきれないということが生じた場合には、それぞれバスの路線変更を行い、違うバスをそちらに変更して走らせて定員を変えていくというように考えております。ただ、上尾幌線につきましては、今の段階で十分足りていると考えており、さらに一般住民の方が増えても対応できるものと考えているところです。

●教育長

他にありませんか。

●濱委員

資料7 ページの教育用情報端末機器導入事業についてですが、確認したいことが1点あります。計画の中に「無線環境構築」とありますが、真龍中学校、厚岸小学校、厚岸中学校は整備されることになっていますが、真龍小

学校は無線環境は別に整備しなくてもいいということなんでしょうか。

●管理課長 真龍小学校につきましては、校舎を建て替えた時に、すでにLANが整備されているということで、これが各教室に敷設され、今回活用できるということで確認しておりますので、これを利用したいと考えております。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 では、次に、生涯学習課、ございますか。

(ありません。の声)

●教育長 では、次に、スポーツ課、ございますか。

(ありません。の声)

●田辺委員 全体の中で、確認と言いますか、参考までに聞いておきたいことがあるのですが。それぞれの事業の中で、施設の解体事業が提案されているのですが、この財源のなかで、公共施設等適正管理推進事業債、地方債ですね、これを活用するということですが、この事業債というのは、これはまるっきり償還金は町単費になるのでしょうか。それとも、交付税算定か何かにされるのでしょうか。

●管理課長 有利な起債ということですが、交付税算定はされないと聞いております。普通の、例えば過疎債などという部分の枠以外にそれが使えるというだけであって、敢えて交付税算定されるというような話ではないと聞いていま

す。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありません。の声)

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもって、第14回教育委員会を閉会します。